

商品売買契約（1回限りの売買契約）に関する約款及び定期購入契約約款

商品売買契約（1回限りの売買契約）に関する約款

本約款は、株式会社カップス（以下、カップスといいます）のキューリグオンラインストアで締結する第1条第1項で定める商品売買契約（1回限りの売買契約）に関する約款であり、当該契約を締結するすべてのお客様に適用されます。

第1条(商品売買契約の定義、本約款と個別約款との関係)

- 1.本約款が対象とする商品売買契約（1回限りの売買契約）（以下、本契約といいます）とは、キューリグオンラインストアにおいて、定期購入ではなく、単発で商品を購入する内容の売買契約をいいます。
- 2.カップスは、本契約について、個別の約款やガイドライン等(以下あわせて「個別約款」といいます)を定めることがあります。カップスが個別約款を定めた場合、これらも本約款の一部を構成します。
- 3.本約款の定めと個別約款の定めが異なる場合には、個別約款の定めが優先して適用されません。

第2条(本契約の申込方法)

- 1.本契約は、所定の方法によりお申込みいただけます。
- 2.カップスは、次の場合には前項のお申込みに対して承諾しないことがあります。
 - (1) 申込書に虚偽の事実を記載する等虚偽の事実を申告したことが判明したとき。
 - (2) カップスが規定する審査基準を満たしていないとき。
 - (3) カップスの業務遂行上支障があるとき。
 - (4) その他カップスが不相当と判断したとき。

第3条(お客様情報の申告)

お客様は、お申込みに際して、カップスが指定する情報（以下、お客様情報といいます）を申告するものとします。

第4条(本契約の成立)

- 1.お客様による第2条第1項による申込みがカップスに到達し、カップスが所定の方法で承諾し、この承諾をもって本契約が成立するものとします。
- 2.お客様は、本契約の申込みがカップスに到達した後に、申込みをキャンセルすることはできません。

3.カップスは、お客様がウェブサイトを通じて本契約の申込みをした際に通信障害により申込みがカップスに到達せず、本契約が成立しなかったことにより生じるお客様の損害について、一切責任を負いません。

第5条(代金の支払い)

- 1.お客様は、カップスに対して、代金をお客様が選択した支払方法により、カップスが別途定めるお支払日までに支払うものとします。
- 2.お客様が選択した支払方法を利用できない場合は、商品を発送しません。
- 3.カップスは、お客様に対して有する代金の請求並びに受領行為を「集金代行業者」に委託できるものとします。
- 4.お客様は、本契約申し込み時または申し込み後、速やかにカップスが別途定める支払方法の中から選択した代金の支払方法をカップスまたは集金代行業者に通知することとします。

第6条(引渡し)

商品の引渡しは、カップスが指定する配送業者が商品をお客様が指定したお届け先のポストに投函する等、お客様が商品を受領可能な状態に置くことをもって完了したものとします。

第7条(所有権の移転時期)

商品の所有権は、お客様が商品の引渡しを受け、かつ代金の支払いがあった時点で、カップスからお客様に移転します。

第8条(商品到着の遅延等)

商品のお届けが遅れたことにより、お客様に損害が生じた場合であっても、カップスは何ら責任を負いません。

第9条(返品・交換)

- 1.本商品の種類、品質または数量に本契約に適合しない点があり、かつ、お客様が商品を受領後 10 日以内にカップスにご連絡いただいた場合に限り、本商品の交換にのみ応じるものとし、その他いかなる場合にも、返品・返金には応じません。
- 2.前項に定める本商品の交換に係る送料は、カップスが負担いたします。

第10条(免責)

- 1.カップスは、本契約の債務不履行または本契約に基づく債務の履行に際してのカップスによる不法行為により、お客様に損害が発生した場合、本契約に基づきお客様がそれまでに

カップスに支払った代金等の合計額を限度として損害を賠償します。ただし、債務不履行または不法行為が、カップス、その代表者またはその使用する者の故意または重大な過失による場合には、この限りではありません。

2.本約款または個別約款の一部の規定が法令に基づいて無効と判断された場合であっても、その他の規定は有効とします。また、本約款または個別約款の一部が特定のお客様との間で無効とされ、または取り消された場合でも、本約款および個別約款はその他のお客様との関係では有効とします。

第 11 条(解除)

1.カップスは、お客様が次の各号の一に該当する場合、何ら催告を要せず、本契約を解除することができます。

①代金が支払われなかった場合

②お客様が商品を受領しない場合

③お客様側の事情で指定されたお届け先への配送ができない場合(ご不在が続き配送できない場合を含みます)

2.前項により本契約が解除された場合、お客様は、カップスに対して、カップスが直接的および間接的に被った一切の損害を賠償するものとします。

第 12 条(損害賠償)

お客様が本契約に違反した結果、カップスが損害を被った場合、お客様は、カップスに対して、その損害(合理的な弁護士費用を含みます)のすべてを賠償する責任を負うこととします。

第 13 条 (費用等の負担)

1.お客様は、カップスに対する代金の支払いに要する費用(手数料等)を負担するものとします。

2.カップスがお客様に対して書面による催告をしたときは、お客様は当該催告に要した費用を負担するものとします。

3.お客様がカップスに支払う費用等について公租公課が課せられる場合、または、公租公課(消費税等を含みます。)が増額される場合は、お客様は当該公租公課相当額または当該増額分を負担するものとします。

第 14 条 (代金債権の譲渡)

カップスは、お客様に対する本契約に基づく債権を第三者に譲渡することや第三者の担保に供することがあります。お客様は、当該債権の譲渡および担保提供、並びにカップスがこの場合にお客様の個人情報を譲渡先、担保権者に提供することにあらかじめ同意するものとします。

第 15 条(個人情報の利用目的、取扱い)

カップスは、お客様の個人情報をキューリグオンラインストアウェブサイトの個人情報保護方針（以下「個人情報保護方針」といいます）掲載の目的に利用します。なお、個人情報保護方針については、キューリグオンラインストアウェブサイト(URL：<https://www.keurig.jp/help/privacy>)をご覧ください。

第 16 条(法律等の遵守)

お客様は、本契約の締結・履行にあたって、本約款および個別約款に加え、関連する法律、政令、省令、条例、規則および命令等を遵守するものとします。

第 17 条(準拠法および裁判管轄)

本契約に関する準拠法は日本法とします。また、本約款、個別約款または本契約に関連してカップスとお客様間で紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 18 条(クーリングオフ制度の不適用)

本契約については、特定商取引に関する法律に規定するクーリングオフ制度の適用はございません。

以上

附則

本約款は 2021 年 7 月 5 日から実施します。

定期購入契約約款

本約款は、株式会社カップス（以下、カップスといいます）のキューリグオンラインストアが提供する、第1条第1項で定める定期購入サービスに関する約款であり、定期購入サービスを利用するすべてのお客様に適用されます。

第1条(定期購入サービスの定義、本約款と個別約款との関係等)

- 1.本約款が対象とする定期購入サービスとは、カップスが用意したコースの中から、お客様が選択した内容で K-Cup のセットを毎月または隔月でお届けするサービスをいいます。それぞれのコース内容の詳細については、別途カップスが定めるものとします。
- 2.お客様は、定期購入サービスを受けるに際して、カップスとの間で本約款に基づく定期購入契約（以下、本契約といいます）を締結するものとし、本約款の規定事項を遵守しなければなりません。
3. カップスは、定期購入サービスについて、個別の約款やガイドライン等(以下あわせて「個別約款」といいます)を定めることがあります。カップスが個別約款を定めた場合、これらも本約款の一部を構成します。
- 4.本約款の定めと個別約款の定めが異なる場合には、個別約款の定めが優先して適用されません。

第2条(本契約の申込方法)

- 1.本契約は、所定の方法によりお申込みいただけます。
- 2.カップスは、次の場合には前項のお申込みに対して承諾しないことがあります。
 - (1)申込書に虚偽の事実を記載する等虚偽の事実を申告したことが判明したとき。
 - (2)カップスが規定する審査基準を満たしていないとき。
 - (3)カップスの業務遂行上支障があるとき。
 - (4)その他カップスが不相当と判断したとき。

第3条(お客様情報の申告)

お客様は、お申込みの際して、カップスが指定する情報（以下、お客様情報といいます）を申告するものとします。なお、お客様は、お客様情報の申告および第17条第1項に定める変更をするにあたり、カップスに対し真実、正確かつ最新の情報を提供するものとします。

第4条(本契約の成立)

- 1.お客様による第2条第1項による申込みがカップスに到達し、カップスが所定の方法で承諾し、この承諾をもって本契約が成立するものとします。
- 2.お客様は、本契約の申込みがカップスに到達した後に、申込みをキャンセルすることはできません。

きません。

- 3.カップスは、お客様がウェブサイトを通じて本契約の申込みをした際に通信障害により申込みがカップスに到達せず、本契約が成立しなかったことにより生じるお客様の損害について、一切責任を負いません。

第5条(本契約の内容)

- 1.カップスは、お客様に対して、お客様が選択したコースの内容に従い、K-Cup（キューリグマシンを分割払いで購入することができるコースの場合には、初月はキューリグマシンを含む）（以下「本商品」といいます）を、毎月または隔月でお客様が指定した日までにお届けします。

- 2.本契約の中途解約に関しては、お客様が選択したコースの内容ごとに購入回数に応じて次のとおりとします。

(1)キューリグマシン無しのコース

- ①それまでの購入回数がコースごとに定められた最低継続回数未満の場合には、お客様、カップスいずれからも中途解約することはできません。
- ②それまでの購入回数がコースごとに定められた最低継続回数以上の場合には、期間の定めのない契約として、お客様、カップスいずれからもご契約のお届け日の15日前までに通知することにより解約することができます。

(2)キューリグマシンを分割払いで購入することができるコース

- ①それまでの購入回数がコースごとに定められた最低継続回数未満の場合には、お客様から中途解約するためには、解約金として（最低継続回数－ご利用回数）×コースごとに定められた金額（消費税等別途）をお支払いいただく必要があります。なお、一部のコースの解約金には、これにさらに一定の金額が加算されます。また、解約金をお支払いいただくことで、キューリグマシンの残代金の支払義務は免除されます。
- ②それまでの購入回数がコースごとに定められた最低継続回数以上の場合には、期間の定めのない契約として、お客様、カップスいずれからもご契約のお届け日の15日前までに通知することにより解約することができます。

第6条（代金の支払い）

- 1.お客様は、カップスに対して、お客様が選択したコースの内容に従い、毎月または隔月ごとに、代金をお客様が選択した支払方法により、カップスが別途定めるお支払日までに支払うものとします。
- 2.お客様が選択した支払方法を利用できない場合は、本商品を発送しません。
- 3.カップスは、お客様に対して有する代金の請求並びに受領行為を「集金代行業者」に委託できるものとします。
- 4.お客様は、本契約申し込み時または申し込み後、速やかにカップスが別途定める支払方法

の中から選択した代金の支払方法をカップスまたは集金代行業者に通知することとします。

- 5.前項の支払方法として、クレジットカード決済を選択したお客様が申告・登録したクレジットカードの有効期限が切れた場合には、お客様は、速やかに、キューリグオンラインストアのマイアカウントページからクレジットカードの登録情報を更新し、またはコールセンターまで申告するものとします。なお、更新または申告がない場合には、代金を決済することができないため、本商品を発送しません。

第7条(引渡し)

本商品の引渡しは、カップスが指定する配送業者が本商品をお客様が指定したお届け先のポストに投函する等、お客様が本商品を受領可能な状態に置くことをもって完了したものとします。

第8条(所有権の移転時期)

本商品の所有権は、お客様が本商品の引渡しを受け、かつ代金の支払いがあった時点で、カップスからお客様に移転します。

第9条(商品到着の遅延等)

本商品のお届けが遅れたことにより、お客様に損害が生じた場合であっても、カップスは何ら責任を負いません。

第10条(返品・交換)

- 1.本商品の種類、品質または数量に本契約に適合しない点があり、かつ、お客様が商品を受領後 10 日以内にカップスにご連絡いただいた場合に限り、本商品の交換にのみ応じるものとし、その他いかなる場合にも、返品・返金には応じません。
- 2.前項に定める本商品の交換に係る送料は、カップスが負担いたします。

第11条(免責)

1. カップスは、本契約の債務不履行または本契約に基づく債務の履行に際してのカップスによる不法行為により、お客様に損害が発生した場合、本契約に基づきお客様がそれまでにカップスに支払った代金等の合計額を限度として損害を賠償します。ただし、債務不履行または不法行為が、カップス、その代表者またはその使用する者の故意または重大な過失による場合には、この限りではありません。
- 2.本約款または個別約款の一部の規定が法令に基づいて無効と判断された場合であっても、その他の規定は有効とします。また、本約款または個別約款の一部が特定のお客様との間で無効とされ、または取り消された場合でも、本約款および個別約款はその他のお客様と

の関係では有効とします。

第 12 条(解除)

1. カップスは、お客様が次の各号の一に該当する場合、何ら催告を要せず、本契約を解除することができます。
 - (1)2 ヶ月連続で代金が支払われなかった場合
 - (2)しばしば代金が支払われず、カップスとお客様との間の信頼関係が破壊されたと認められる場合
 - (3)お客様が本商品を受領しない場合
 - (4)お客様側の事情で指定されたお届け先への配送ができない場合(ご不在が続き配送できない場合を含みます)
 - (5)お客様が自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったときまたは一般の支払いを停止した場合
 - (6)お客様が差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立てまたは滞納処分を受けた場合
 - (7)お客様が破産、民事再生その他裁判上の倒産処理手続の申し立てを受けたときまたは自らこれらの申し立てをした場合
 - (8)本商品の購入がお客様にとって商行為(業務提供誘引販売個人契約を除きます)となる場合で、お客様が代金の支払いを1回でも遅滞した場合
 - (9)本契約上の義務に違反し、その違反が本契約の重大な違反となる場合
 - (10)お客様の信用状態が著しく悪化した場合
 - (11)(1)~(10)の他カップスが本契約を継続することが困難と認める場合
- 2.前項により本契約が解除された場合、お客様は、カップスに対して、代金を支払うことはもとよりその他カップスが直接および間接的に被った一切の損害を賠償するものとします。
- 3.カップスは、定期購入サービスもしくは本商品の提供の停止または定期購入サービスの内容の変更等本契約を継続することが困難な場合には、第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、3ヶ月前までに通知することにより、本契約を解除することができます。

第 13 条(損害賠償)

お客様が本契約に違反した結果、カップスが損害を被った場合、お客様は、カップスに対して、その損害(合理的な弁護士費用を含みます)のすべてを賠償する責任を負うこととします。

第 14 条 (費用等の負担)

- 1.お客様は、カップスに対する代金の支払いに要する費用(手数料等)を負担するものとします。
- 2.お客様は、支払いを遅滞したことによりカップスが金融機関に再度口座振替の依頼をした

ときは再振替手数料を負担するものとします。

- 3.カップスがお客様に対して書面による催告をしたときは、お客様は当該催告に要した費用を負担するものとします。
- 4.お客様がカップスに支払う費用等について公租公課が課せられる場合、または、公租公課（消費税等を含みます）が増額される場合は、お客様は当該公租公課相当額または当該増額分を負担するものとします。

第 15 条（代金債権の譲渡）

カップスは、お客様に対する本契約に基づく債権を第三者に譲渡することや第三者の担保に供することがあります。お客様は、当該債権の譲渡および担保提供、並びにカップスがこの場合にお客様の個人情報を譲渡先、担保権者に提供することにあらかじめ同意するものとします。

第 16 条(個人情報の利用目的、取扱い)

カップスは、お客様の個人情報をキューリグオンラインストアウェブサイトの個人情報保護方針（以下「個人情報保護方針」といいます）掲載の目的に利用します。なお、個人情報保護方針については、キューリグオンラインストアウェブサイト (URL：<https://www.keurig.jp/help/privacy>)をご覧ください。

第 17 条(お客様情報の変更)

- 1.お客様情報に変更が生じた場合、お客様は、速やかにカップスの定める方法にてお客様情報を変更するものとします。お客様が登録したお客様情報の変更を行わなかったことにより、定期購入サービスを利用できない等の不利益または損害を被った場合、カップスは一切の責任を負いません。
- 2.お客様が前項の変更を怠った場合、カップスからの通知または送付書類等が延着または不到達となっても、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第 18 条(法律等の遵守)

お客様は、本サービスの利用にあたって、本約款および個別約款に加え、関連する法律、政令、省令、条例、規則および命令等を遵守するものとします。

第 19 条(準拠法および裁判管轄)

本契約に関する準拠法は日本法とします。また、本約款、個別約款または本サービスに関連してカップスとお客様間で紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 20 条(クーリングオフ制度の不適用)

本契約については、割賦販売法または特定商取引に関する法律に規定するクーリングオフ制度の適用はございません。

第 21 条 (約款の変更)

1.カップスは以下の場合に、カップスの裁量により、本約款を変更することができます。

(1)本約款の変更が、お客様の一般の利益に適合するとき。

(2)本約款の変更が、本約款に基づく本契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2.カップスは前項による本約款の変更にあたり、変更後の本約款の効力発生日の1ヶ月前までに、本約款を変更する旨および変更後の本約款の内容とその効力発生日をキューリグオンラインストアウェブサイト (URL : <https://www.keurig.jp>) に掲示し、またはお客様に電子メールもしくは印刷物等の送付により通知します。

3.変更後の本約款の効力発生日以降にお客様が定期購入サービスを利用したときは、お客様は、本約款の変更に同意したものとみなします。

以上

附則

本約款は 2021 年 7 月 5 日から実施します。